

修正案第 1 号

平成 2 4 年 6 月 2 1 日

生駒市議会議長

山 田 正 弘 様

発議者 浜 田 佳 資

〃 井 上 充 生

議案第 4 1 号生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正
する条例の制定についてに対する修正の動議について

このことについて、地方自治法第 1 1 5 条の 2 及び生駒市議会会議規則第 1 6
条の規定により、別紙のとおり案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議案第 4 1 号生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正
する条例の制定についてに対する修正案

議案第 4 1 号生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の
制定についての一部を次のように修正する。

第 1 条のうち生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 3 年 1 2 月生駒
市条例第 3 5 号）別表の改正規定中

「同項を同表第 4 項とし、同表第 6 項中

消防防災手 当	火災又は水防の現場において業務に従事した職員	勤務 1 回に つき	500 円
	救急現場において救急業務 に従事した職員	勤務 1 回に つき	300 円(救急 救命士とし て救急業務 に従事した 職員にあっ ては、500 円)
	はしご付き消防ポンプ自動 車の塔上において、消防活動 又は防火訓練指導に従事した職員	勤務 1 回に つき	500 円
	消防活動又は防災活動のため午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員	勤務 1 回に つき	500 円

を

消防防災手 当	火災又は水防の現場において業務に従事した職員	勤務 1 回に つき	250 円
	救急現場において救急業務 に従事した職員	勤務 1 回に つき	150 円(救急 救命士とし て救急業務 に従事した 職員にあっ ては、300 円)
	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に消防活動又は防災活動に従事した職員(職務の級が 6 級以上の職員に限る。)	勤務 1 回に つき	500 円

に改め、

同項を同表第 5 項とし、同表第 7 項を同表第 6 項とし、同表第 8 項を同表第 7 項とし、同表に次の 1 項を加え、同表備考を削る。」

を

「同項を同表第 4 項とし、同表第 6 項を同表第 5 項とし、同表第 7 項を同表第 6 項とし、同表第 8 項を同表第 7 項とし、同表に次の 1 項を加え、同表備考を削る。」

に改める。

第 2 条のうち生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例別表の改正規定中「に改め、」を「に改める。」に改め、

「 同表第 5 項中

消防防災手当	火災又は水防の現場において業務に従事した職員	勤務 1 回につき	250 円
	救急現場において救急業務に従事した職員	勤務 1 回につき	150 円(救急救命士として救急業務に従事した職員にあつては、300 円)
	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に消防活動又は防災活動に従事した職員(職務の級が 6 級以上の職員に限る。)	勤務 1 回につき	500 円

を

消防防災手当	救急救命士の資格を有し、消防業務に従事した職員	月額	1,000 円
	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に消防活動又は防災活動に従事した職員(職務の級が 6 級以上の職員に限る。)	勤務 1 回につき	500 円

に改める。

を削る。